

マイナンバー制に伴うお知らせ

★個人番号（マイナンバー）の通知がなされます

皆さんの個人番号（マイナンバー）が記載された「通知カード」が今年（平成27年）10月5日以降に、市区町村から住民票の住所に世帯主宛に簡易書留で郵送されます。

★個人番号（マイナンバー）を受け取っていただくために

皆さんが自分の個人番号を確実に受け取っていただくために、住民票の住所とお住まいの住所が一致していない場合は、10月5日前にできるだけ早めに一致させてください。

簡易書留で郵送されるため保管期間が原則1週間です。個人番号（マイナンバー）の通知を受け取れない場合には、個人番号（マイナンバー）の記載された住民票をお取りください。

★やむを得ない事情により住民票の住所で通知カードを受け取ることができない人は「居所情報登録申請書」の提出を

東日本大震災の被害者やDV、ストーカー行為等の被害者、独り身の長期入院等で住民票の住所で通知カードを受け取ることができない人は、本人確認書類と現居所を証する書類を添付して、8月24日から9月25日の間に住民票のある市区町村に対し郵送か窓口で申請を行ってください。（詳しくは申請先の市区町村に問い合わせください）

★会社へ個人番号（マイナンバー）の報告をお願いします

皆さんの個人番号（マイナンバー）は、会社が行う社会保険や税務処理で利用する必要があり、社会保険や税の決められた書類に個人番号（マイナンバー）を記載することが法令で定められた義務となっています。

後日皆さんに報告の方法などについてお知らせしますので、ご協力をお願いします。

★個人番号（マイナンバー）は厳重に管理

通知カードが届きましたら破棄することなく、厳重に保管してください。また、会社がお預かりした個人番号（マイナンバー）は厳重に管理します。

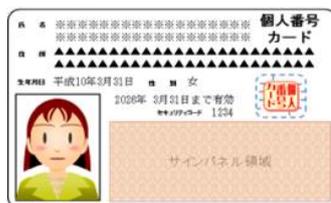
★個人番号（マイナンバー）は法令に基づいた場合のみ利用します

法令で定められた社会保険や税務処理以外の目的で利用することは禁止されています。

★個人番号カード（顔写真付き身分証明書）

個人番号カード（顔写真付き身分証明書）は通知カードと一緒に送付されてくる交付申請書を返信用封筒で送付することにより、平成28年1月以降、市区町村の窓口で無償により取得することができます。

※個人番号カードイメージ



表面



裏面

※通知カードイメージ

